

商工観光労働企業委員会（労働委員会関係）資料

日時：令和8年3月18日（水）13:40～14:10

場所：第6委員会室

1 付託案件の審査

第1号議案 令和8年度大分県一般会計予算（労働委員会関係部分） 2

2 諸般の報告

（1）令和7年の不当労働行為事件の審査等の実施状況について 6

令和8年度商工観光労働部・労働委員会予算概要 労働委員会関係抜粋

総括表												(単位 千円)		
目 名	8年度 予 算 額 (A)	左 の 財 源 内 訳										7年度 当初予算額 (B)	左 の 内 一般財源	伸び率 (A)/(B) %
		分担金及 負担金	使用料及 手数料	国庫支出金	財産収入	寄 附 金	繰 入 金	繰 越 金	諸 収 入	県 債	一般財源			
委員会費	16,595										16,595	14,882	14,882	111.5
事務局費	84,682										84,682	80,075	80,075	105.8
合 計	101,277										101,277	94,957	94,957	106.7

課名 労働委員会事務局

総括表

(単位 千円)

区分	目 名	予 算 額	左 の 財 源 内 訳										(一般財源) 7年度 当初予算額	備 考
			分担金及 負担金	使用料及 手数料	国庫支出金	財産収入	寄 附 金	繰 入 金	繰 越 金	諸 収 入	県 債	一般財源		
人 件 費	事務局費	73,090										73,090	(69,600) 69,600	(前年度 千円) 食糧費 千円
													()	(前年度 千円) 食糧費 千円
													()	(前年度 千円) 食糧費 千円
	計	73,090										73,090	(69,600) 69,600	(前年度 千円) 食糧費 千円
事 業 費	委員会費	16,595										16,595	(14,882) 14,882	(前年度 106 千円) 食糧費 188 千円
	事務局費	11,592										11,592	(10,475) 10,475	(前年度 147 千円) 食糧費 175 千円
													()	(前年度 千円) 食糧費 千円
													()	(前年度 千円) 食糧費 千円
													()	(前年度 千円) 食糧費 千円
													()	(前年度 千円) 食糧費 千円
													()	(前年度 千円) 食糧費 千円
													()	(前年度 千円) 食糧費 千円
													()	(前年度 千円) 食糧費 千円
													()	(前年度 千円) 食糧費 千円
	計	28,187										28,187	(25,357) 25,357	(前年度 253 千円) 食糧費 363 千円
合 計		101,277										101,277	(94,957) 94,957	

課名 労働委員会事務局

(款) 労働費		(項) 労働委員会費			(単位 千円)	目	委員会費
事業名	令和8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 令和7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	そ の 他	一般財源			
委員報酬	11,775			11,775	(10,353) 10,353	◎ 労働委員報酬 15人	
委員会運営費	4,820			4,820	(4,529) 4,529	◎ 委員会の運営に要する経費（委員旅費等）	
目 計	16,595			16,595	(14,882) 14,882		

課名 労働委員会事務局

(款) 労働費		(項) 労働委員会費			(単位 千円)	目	事務局費
事業名	令和8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 令和7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	そ の 他	一般財源			
給与費	73,090			73,090	(69,600) 69,600	◎ 給与費 労働委員会事務局職員 8人	
運営費	11,592			11,592	(10,475) 10,475	◎ 九州労働委員会協議会負担金 115 ◎ 事務局の運営に要する経費 11,477 ○会計年度任用職員経費 7,175 ○その他事務局の運営に要する経費（印刷消耗費等） 4,302	
目 計	84,682			84,682	(80,075) 80,075		

課名 労働委員会事務局

令和7年の不当労働行為事件の審査等の実施状況について

1 不当労働行為事件の審査：取扱いなし

2 労働争議の調整等

(1) 労働争議（集团的労使紛争）の調整（あっせん）：3件

番号	事件番号	申請者	被申請者	調整事項、申請概要及びあっせん結果	審査等の経過
	申請年月日				
1	令和7年 (調)第1号	労働 組合 X1	各種商品 卸売業 Y1	【1.調整事項】 ① 不誠実団体交渉の是正 ② 退職に際する有給休暇買取約束の履行 ③ 退職までの未払残業代の支払 ④ 不払インセンティブ報酬相当額の支払 【2.申請概要】 Y1の従業員は、退職勧奨に応じる条件であった有給休暇買取約束が履行されなかったことから、申請者労働組合X1に加入して、団体交渉を申し入れた。 労使間での団体交渉が実施されたものの、2回目の団体交渉以降、会社側からは代理人弁護士のみが出席し、社長が出席しなかったため、申請者からあっせん申請があったもの。 【3.あっせん結果】 あっせんにおいて、被申請者は団体交渉に誠実に対応していること、申請者組合員は管理監督者であるため残業代は発生しないこと等を主張して、一切の金銭の支払いを拒否した。両者の主張は平行線を辿り、歩み寄りが全く見られなかった。 そのため、これ以上のあっせん継続は困難と判断し、あっせん員協議の上、本件は「打切り」とし、終結した。	R7.4.2 事前調査（申請者） R7.5.8 事前調査（被申請者） R7.6.6 第1回あっせん R7.6.6 打切り
	R7.3.21				

番号	事件番号	申請者	被申請者	調整事項、申請概要及びあっせん結果	審査等の経過
	申請年月日				
2	令和7年 (調)第2号	労働 組合 X 2	廃棄物 処理業 Y 2	【1. 調整事項】 ① 時間外勤務の未払賃金の支払 ② 皆勤手当の職種間格差の是正 ③ 決算書の開示 【2. 申請概要】 申請者は令和5年設立の労働組合であり、設立以降、職場環境改善のため団体交渉を重ねてきたが労使間合意が成立しなかったことから、あっせん申請があったもの。 【3. あっせん結果】 第1回あっせんは、申請者の希望により「時間外勤務の未払賃金の支払」について重点的に話し合ったところ、被申請者が解決に向けた意思を示したため、第2回あっせん実施を決定した。 第2回あっせん実施までの間に、労使間で自主交渉が行われ、「これまでの時間外勤務の未払賃金の精算として、申請者組合員の毎月給料月額に労使間で合意した金額を加算すること」、及び、「36協定を締結すること」を合意した。 第2回あっせんでは、自主交渉での合意内容を双方が確認した後、申請者が「就業規則を改正する際には労働組合と協議すること」及び「決算書の開示」を要求した。 あっせんの結果、「就業規則を改正する際には労働組合と協議すること」については労使間での合意が成立したが、「決算書の開示」については合意が成立しなかったことから、申請者は今後の団体交渉において「決算書の開示」を引き続き要求していくこととした。 これまでの話し合いで申請者及び被申請者の双方で合意した内容について、協定書を締結し、「解決」で終結した。	R7.9.26 事前調査（申請者） R7.10.8 事前調査（被申請者） R7.10.27 第1回あっせん R7.12.5 第2回あっせん R7.12.5 解決
	R7.9.11				

番号	事件番号	申請者	被申請者	調整事項、申請概要及びあっせん結果	審査等の経過
	申請年月日				
3	令和7年 (調)第3号	労働 組合 X3	輸送用 機械器具 製造業 Y3	【1.調整事項】 ① 産業医意見書・勧告書の開示と遵守確認 ② 職場環境の改善 ③ 賞与減額分の追給及び当該賞与減額根拠の開示 ④ 有給休暇の付与 ⑤ 団体交渉における誠実対応 【2.申請概要】 「産業医が被申請者に提出した申請者組合員に係る意見書・勧告書を開示すること」、「病気休職から復職後の職場環境を改善すること」、「令和5年冬季賞与減額措置について減額分を追給すること、また、当該賞与減額の根拠を開示すること」、「休職したために付与されなかった有給休暇を付与すること」、及び、「団体交渉に誠実に対応すること」を調整事項とし、申請者からあっせん申請があったもの。 【3.あっせん結果】 令和8年2月16日に第1回あっせんを実施したが、第1回あっせんでは、労使間の合意成立には至らなかった。	R7.11.12 第1回事前調査(申請者) R7.12.1 第2回事前調査(申請者) R7.12.2 事前調査(被申請者) R8.2.16 第1回あっせん
	R7.11.12				

(2) 個別労働関係紛争のあっせん：5件

番号	事件番号	申請者	業種	あっせん事項、申請概要及びあっせん結果	審査等の経過
	申請年月日				
1	令和7年 (個)第1号	労働者 X4	飲食料品 卸売業 Y4	【1. あっせん事項】 ① 解決金の支払 【2. 申請概要】 申請者は、直属の上司から解雇する旨を告げられたため、当該上司に対して解雇理由通知書の交付を求めたが交付されないまま1か月後に「解雇理由通知書は出せない」旨の回答を受けたため、申請者が本社に問い合わせたところ、当該上司には人事権限がなく、解雇にはなっていないものの、申請者は出勤していないので給与は支払わない等の説明を受けたと主張して、解決金の支払いを求めて、あっせん申請があったもの。 【3. あっせん結果】 あっせんでは、被申請者側からも和解に向けて一定の解決金の支払う意思があったが、当初は双方の主張する解決金の金額の隔たりが大きく、歩み寄りの姿勢が見られなかったため、調整が難航した。 そこで、あっせん員が双方に対して粘り強く説得を続けたことで、双方の歩み寄りを引き出し、解決金に折り合いがついたことから、最終的に協定書を締結し、「解決」で終結した。	R7.4.11 事前調査（申請者） R7.5.12 事前調査（被申請者） R7.6.20 第1回あっせん R7.6.20 解決
	R7.4.5				

番号	事件番号	申請者	業種	あっせん事項、申請概要及びあっせん結果	審査等の経過
	申請年月日				
2	令和7年 (個)第2号	労働者 X 5	各種商品 小 売 業 Y 5	【1. あっせん事項】 ① 突然の解雇に対する謝罪 ② 退職届の撤回 ③ 解決金の支払 【2. 申請概要】 自己都合退職の強要及び職場でのいじめ等について労使間で争いがあり、申請者が大分労働局の紛争調整委員会にあっせん申請をしたところ、被申請者があっせんに応じず打切りとなった。 そのため、申請者が「突然の解雇に対する謝罪」、「退職届の撤回」及び「解決金の支払」をあっせん事項として、当労働委員会にあっせん申請を行ったもの。 【3. あっせん結果】 あっせんでは申請者が当初から金銭による解決を希望し、被申請者側も同様の意向を示したことから、和解の方向性については概ね一致した。しかしながら、双方の主張する金額の根拠が異なるために金額に大きな隔たりがあり、調整が難航した。 そこで、あっせん員が双方に対し粘り強く説得を行い、申請者も被申請者の提示した額を受け入れる意向を示したことから最終的に協定書を締結し、「解決」で終結した。	R7.4.10 事前調査（申請者） R7.5.7 事前調査（被申請者） R7.6.25 第1回あっせん R7.6.25 解決
	R7.4.10				

番号	事件番号	申請者	業種	あっせん事項、申請概要及びあっせん結果	審査等の経過
	申請年月日				
3	令和7年 (個)第3号	労働者 X 6	その他の事業 サービス業 Y 6	【1. あっせん事項】 ① 解決金の支払 【2. 申請概要】 申請者は、採用面接後、試用として1日労働をしたが、労働契約書を提示されないまま翌日には解雇されたと主張して、「解決金の支払」を求めて、あっせん申請があったもの。 【3. あっせん結果】 申請者は労働基準監督署及び労働局へ相談しており、被申請者はそれぞれから事情聴取を受けたものの、特に指導等を受けることなく、申請者にもその旨説明済みであるという回答をもらっていたことから、会社側に非はないと主張してあっせんに応じない姿勢を示した。 このため、被申請者に対しあっせん員からあっせんに参加をするよう説得を試みたが、上記理由から一貫して参加を拒否し続けたため、あっせん員協議の上、「打切り」を決定し、事件は終結した。	R7.4.11 事前調査（申請者） R7.6.16 事前調査（被申請者） R7.6.30 打切り
	R7.4.12				

番号	事件番号	申請者	業種	あっせん事項、申請概要及びあっせん結果	審査等の経過
	申請年月日				
4	令和7年 (個)第4号	労働者 X 7	設備工事業 Y 7	【1. あっせん事項】 ① 雇用の継続及び地位確認 ② 逸失利益及び未払賞与の支払 【2. 申請概要】 申請者は、被申請者から翌月末をもって雇用契約を打ち切る旨伝達され、退職届への署名を求められたが拒否した上で、退職の意思がない旨を伝えたと主張して、雇用の継続及び地位確認、就労していれば得られたはずの逸失利益及び未払賞与の支払を求めて、あっせん申請があったもの。 【3. あっせん結果】 被申請者は、申請者に雇用契約の打ち切りを伝えたところ、申請者が自ら「今日付けで辞める」と言って出て行ったものであり、シフトを入れなかったのは本人が辞めると言ったり辞めないとしたりして、会社としてどうすれば良いか分からなかったからであると主張した。 双方に認識の違いがあることから、あっせんへ参加するか判断をする前に、当事者同士で話し合いを行いたい旨、被申請者から申出があった。 その後、当事者同士での話し合いが行われ、雇用の継続で合意したことから、申請者があっせん申請を取下げた。事件は「取下げ」で終結した。	R7. 9. 18 事前調査（申請者） R7. 9. 29 事前調査（被申請者） R7. 11. 11 取下げ
	R7. 9. 18				

番号	事件番号	申請者	業種	あっせん事項、申請概要及びあっせん結果	審査等の経過
	申請年月日				
5	令和7年 (個)第5号	労働者 X 8	その他の事業 サービス業 Y 8	【1. あっせん事項】 ① 有給休暇の残日数の確認等 ② 解決金の支払 【2. 申請概要】 申請者の勤務を割り振られていない日が、被申請者によって申請者の承諾なく有給休暇として処理されており、さらに支払われていた日額が雇用契約書に記載された日額より低い金額であり、申請者は被申請者に対し有給休暇の復元と現時点での有給休暇の残日数確認を求めたものの、有給休暇の残日数が明確でないため、計画的な有給休暇取得ができない状況が続いていたと主張して、「有給休暇を違法に消化されたことに伴う有給休暇の残日数の確認等」及び「有給休暇を違法に消化されたことに対する慰謝料などの解決金の支払い」を求めて、あっせん申請があったもの。 【3. あっせん結果】 被申請者は、申請者との自主交渉による解決を希望し、あっせんには応じないとの姿勢を示した。 あっせん員による説得を試みたが、被申請者があっせんに応諾する見込みはないと判断し、あっせん員で協議のうえ「打切り」を決定し、事件は終結した。	R7.11.18 事前調査（申請者） R7.12. 8 事前調査（被申請者） R7.12.22 打切り
	R7.11.11				